

令和6年中標津町議会3月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	18番 松 村 康 弘 (P 2 ~ P 5)	1) 災害時の燃油備蓄と輸送手段の確保を 2) 同行・体験ガイドをなりわいとする事が可能な研究を
2	5番 佐久間 ふみ子 (P 6 ~ P 8)	1) 安心の就学へ「5歳児健診」の実施を
3	8番 江 口 智 子 (P 9 ~ P 12)	女性の雇用創出と居場所作りを 1) 女性デジタル人材の育成について 2) 女性の起業支援と居場所作りについて
4	6番 松 野 美哉子 (P 13 ~ P 14)	1) 学校の臨時休業時に児童館の開館を
5	3番 阿 部 隆 弘 (P 15 ~ P 18)	1) 職員の離職を防ぎ意欲を高めるための対策を
6	9番 高 橋 善 貞 (P 19 ~ P 23)	標津断層帯を震源とする地震災害の対策について 1) 地震で予想される4m隆起のライフライン復旧計画 2) 標津断層帯の中標津町区間に対する活断層調査の推進 3) 標津断層帯地震に対する長期評価と最新情報の再公表

令和6年3月定例会一般質問

通告 1

質問 災害時の燃油備蓄と輸送手段の確保を

答弁 広域的な視点で調査対応を研究します

まつむら やすひろ
18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたびは2問の一般質問を準備いたしました。

1問目でございます。災害時の燃油備蓄と輸送手段の確保についてでございます。

先般、東北大震災に関し、岩手県遠野市と陸前高田市を視察する機会を与えられました。30年以内に太平洋沿岸を千島海溝の巨大地震による津波が襲うという事象を実感する研修視察でございましたが、この津波により、釧路港は壊滅的な被害を被ることに気づかされました。

そして中標津は津波は来ないから大丈夫という既成概念を完全に打ち壊す、衝撃的な影響を被ることを実感いたしました。もし、釧路市が輸送所の機能を停止させるレベルの津波に襲われたら、そして中標津までの道路が寸断されたら、それは元旦に発生した能登半島の大地震と同様の影響を物流に与えることになるのです。停電に伴うタンクローリーへの移送の困難に加え、陸上のタンクそのものが被害を被る可能性があり、それに加えて、釧路湿原の泥炭地を越え、屈斜路カルデラの火山灰の厚く降り積もった根釧原野を横断する国道272号線の通行不能期間は、早くて3日、遅ければ10日を経なければ14キロリットルを一度に運ぶタンクローリーの運転再開は見込めない可能性があります。

3月1日の陸前高田市の被災後の燃油の供給体制はというと、容器でありさえすれば、たとえそれがポリ缶であってもガソリンも入れられた、極端に言うと危険物取締法の規制は緊急避難時の状況下にあって、有名無実化していたことを陸前高田市の消防職員が話してくださいましたが、自衛隊のヘリによる燃油の輸送、これがあって辛うじて東北沿岸部の避難所の温度維持は確保されたんだという実感を持ちました。様々なところから様々な支援物資が届きました。しかしながら、遠野市を経て、自衛隊が燃油を運んでくれたことだけはしっかり記憶にあるとのことでした。真冬、避難所を維持するのに必要とされる灯



油は、命を担保する、かけがえのない要素であることの認識を持つに至りました。

そこで1点目の質問になりますが、年末年始などにおいて、町内に貯蔵されている燃油別とタンク別の備蓄対応状況をお聞かせください。それと発電機施設、手回しのハイリッターポンプの状況についてもお聞きします。

地下タンクですと、停電時には発電機の稼働が求められますし、これを人力で汲み出すのは非常な労力を要します。航空機による支援物資の集散に期待がかかる中標津空港の非常用発電機に求められる燃油は軽油ですが、これを地下タンクに補充するとして、その輸送手段はどのように確保されるのでしょうか。

沿岸地に燃油を供給するとして、火山灰の造成による道路が、今般の石川県の地震のようにひどい地割れを起こしたとき、14キロリットルの牽引型タンクローリーは中標津まで来ることが出来ない時期が一定時間続く可能性があります。輸送状況の想定と準備が求められます。能登半島の孤立集落の住民の声が耳に刺さります。せめて片側1車線だけでも通れたら。

このような状況下を想定して、2点目の質問となりますが、燃油の輸送はもちろん、食料の輸送等も含めて、ヘリコプターの次に期待できるのは、四輪駆動の軽四のトラックの可能性にあります。危険物取締法における灯油の指定数量は500リッターであり、軽四にドラム缶2本を積載することができ、片側一車線でも、様々な段差があったとしても、25センチメートルぐらいは斜めに乗り上げることで越えていくことができます。

町内への燃油の供給のほか、沿岸地域に対する中標津町の実効ある支援体制を構築するため、この際ぜひ四輪の軽四トラックの非常に対応する志願者の登録などを研究し、災害時に備えるときではないでしょうかと申し上げまして、1点目の質問とさせていただきます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の災害時の燃油備蓄と輸送手段の確保について、御答弁申し上げます。

燃油は生活に欠かせないエネルギーでありまして、社会生活の基盤を支えています。災害時に燃油が不足することは救助活動や医療活動、物資輸送が困難になり、とりわけ冬季間に暖房が使えなければ命に直結する問題となります。巨大地震の発生が切迫している可能性が高いと言われている中、災害時の燃料供給体制の確保は非常に重要な課題であります。

1点目の御質問の町内の燃油につきましては、令和5年度消防年報によりますと、ガソリンは558キロリットル、軽油が1,618キロリットル、灯油が1,531キロリットル、重油

が1,012キロリットルの貯蔵容量がございますが、年末年始などの備蓄量はそのときの仕入価格や気温、市況などによりまして企業活動に影響を及ぼすことにより、大きく変動するものと思われます。

また、発電機施設とハイリッターポンプにつきましては、町内の給油所を調査した結果、胆振東部地震を原因としたブラックアウトを契機に、発電機施設については、ほとんどの給油所で整備がされており、またハイリッターポンプについては半数近くが所有している状況でございます。

中標津空港につきましては、地下タンク5,000リットル、室内タンク997リットルを有し、非常用発電は72時間連続運転が可能となるよう、常に3,000リットル以上を備蓄しております。しかしながら、備蓄が切れるまでに道路が復旧しない状況までは想定はされておられません。

2点目の御質問でございますが、軽四トラックは小型で機動性が高く、広く普及しております。活用にあたっては、補償や費用負担の在り方など課題も考えられますが、その他活用が期待される車両なども含めて、厳しい道路状況下の輸送について研究してまいります。

今後は、広域的な連携も視野に入れながら訓練などを通じ、様々な状況を想定したシミュレーションを行い、燃料供給体制の確保について調査研究してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**質問 同行・体験ガイドをなりわいとする事が可能な研究を
答弁 なかしべつ観光協会等と連携し研究を進めます**

18番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。2点目の質問といたします。

同行・体験ガイドをなりわいとする事が可能な研究をなさいませんかという質問でございます。

中標津町には過去に、風の想いというネーミングのボランティアガイドが運営された時期ありましたが、結局、なりわいとしては成立しないで今日に至っています。

一方で、地域から発信される特徴あるメッセージや共感を求めるアクティビティーが強く求められる昨今でございます。

今般、北海道はインバウンド対応ということで、体験ガイド人材の養成を掲げています。当町としても空港を降りてこられる人々の観光客を対象とした同行・体験ガイドを研究し、モアン山や北海道遺産の巨大な緑の防風林に生きる野生動物たちの想いを代弁する通訳のような人材の育成に取りかかるべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

【答弁：町長】

2点目の同行・体験ガイドをなりわいとすることが可能な研究をについて御答弁申し上げます。

地域の文化や動植物など、知識豊富な自然体験ガイドの役割は非常に重要だと認識しておりまして、過去に経済振興課において、ガイド養成のために学芸員に講師を依頼し育成を試みたことがありましたが、残念ながらガイド業には至りませんでした。

この地域でガイド業を営むためには、モアン山や格子状防風林などの知識も必要ですが、インバウンド対応も含め広範囲をガイドできるよう、行程管理や各地のガイドとの連携を図る、スルーガイドも求められるであろうというふうに思われます。

なりわいとすることが可能にという議員の御提案は、専門的かつ質の高い継続した教育が必要となり、体験を伴うには北海道が認定する、北海道アウトドア資格や民間認定の資格、さらにスルーガイド資格もあわせた、北海道アドベンチャートラベルガイドというのが新しく創設されております。

このようなガイド育成は中標津町単独では不可能ですので、道やひがし北海道自然美の道DMO、知床ねむろ観光連盟、なかしべつ観光協会と連携を図りながら、ガイド育成に向け研究を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

令和6年3月定例会一般質問

通告2

質問 安心の就学へ「5歳児健診」の実施を

答弁 実施に向けた検討をします

5番 佐久間 ふうみ子 議員

【質問：佐久間 ふうみ子 議員】

5番、佐久間ふうみ子でございます。安心の就学へ、5歳児健診の実施をについて質問いたします。

落ちつきがない、周囲とうまくかかわれないなどの発達
の特性を持つ子どもたちは、小学校への就学後に、環境に
適応出来ず、不登校になったり、問題行動を起こしてしま
ったりすることが少なくありません。



小学校入学の5、6か月前に教育委員会の就学時健診がありますが、入学まで期間が短く、十分な時間を持って必要な支援につなげることは難しいと思います。子どもの成長に不安を感じているが、どこに相談したらよいか分からず、1人で悩みを抱えてしまう保護者は多いのではないのでしょうか。我が子の特性を理解し、かかわり方などについて保護者が専門家に相談できる機会としても、5歳児健診の実施後のフォローアップ体制の充実が重要です。健診によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、子どもは通常学級で問題なく学べるようになると思います。

実際に、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究結果があるということです。群馬県藤岡市では、全ての5歳児を対象に月2回の健診日を設け、一次健診を保健センターで実施し、会話や発音のチェック、〇〇は何をするためのもの？といった概念形式の確認などを行う保健師の問診や、ほかの子どもたちとの集団遊びを通して、行動やコミュニケーションの状況を確認したり、気になる行動が見られる場合には、保護者に二次検診を勧めたり、また必要に応じて、子どもが日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門職が観察するなどして受診を勧める場合もあるということです。道内でも、せたな町は平成21年度から5歳児健康相談として実施し、療育機関や医療機関と連携して、保護者の悩みに寄り添った支援体制の充実を図っています。

また、札幌市では健診の実施前に5歳児アンケートを送付して、家庭での発達状況を確認

認、内容に応じた相談会も実施し、就学まで継続した支援を行っています。

乳幼児健診については、1歳6か月健診、3歳児健診と母子保健法で義務化され、実施されてきましたが、昨年11月成立の2023年補正予算で、新たに1か月児と5歳児の健康診査に係る費用を国が2分の1助成することにより、実施体制が整備されることになりました。

5歳児健診で発達障がいなどを早く発見し、就学前までに必要な支援につなげて、子どもと保護者が安心して就学を迎えるため、5歳児健診は大変重要であると思います。

本町においても、次年度から5歳児健診の実施体制を整備すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の、安心の就学へ、5歳児健診の実施をについて御答弁申し上げます。

議員御説明のとおり、現在、乳幼児の健康診査につきましては、母子保健法第12条の規定によりまして、1歳6か月健診と3歳児健診が義務づけられておりまして、本町においても実施をしております。

本町における令和4年度の受診率につきましては、1歳6か月児で100%、3歳児健診では99.1%と高い受診率となっております。各種健康診査等において、身体発達や精神発達の遅れなど、発達上支援が必要と認められる場合には、子ども相談を行い、作業療法士や言語聴覚士、公認心理士など、専門職の相談や指導を受けられるよう支援しているとともに、必要に応じて児童デイサービスセンターへつなぐなど、保護者の不安の軽減や児童の発達が促進されるよう、必要な支援が受けられるよう体制を整備しております。

そのような中、今般、国におきまして、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、新たに母子保健医療対策総合支援事業として、1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成する事業が追加されたところであります。これによりまして、1か月児健康診査につきましては、本定例会の補正予算により上程させていただいており、その全てを繰り越し、4月より実施する予定としております。

1か月児健康診査につきましては、身体発育状況、栄養状況、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児の相談などを健診時に確認することとされておりまして、原則、医療機関での個別健康診査となっております。本町においては本人負担ではありますが、既に実施していることから4月からは健康診査費用を助成することで、本人負担の軽減が図られるものでございます。

議員御質問の5歳児健康診査につきましては、原則、保健センターで行う集団健康診査

となっており、健診の内容といたしましては、精神発達の状況や言語発達の遅れなど、心身の異常の早期発見、生活習慣の自立や社会性の発達など、育児上問題とされる事項などとされており、健康診査の結果、発達障がい等と判定された場合には、就学前に必要な支援につなげることとされていることから、実施に当たり、健康審査の日程や医師確保のための医療機関との調整、また、必要な支援につなげるフォローアップ体制の充実のための市町村の関係部局や都道府県などと協力できる体制を地域で構築するなど、多岐にわたる準備が必要であることに加え、実施に当たっての国からのマニュアル等については、これから示されることでありまして、令和6年度中に実施に向けた検討をすることとしておりますので、御理解をお願い申し上げます。

令和6年3月定例会一般質問

通告3

質問 女性の雇用創出と居場所作りを

答弁 施策展開を図る努力をします

8番 えぐち ともこ
江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。女性の雇用創出と居場所作りについて質問させていただきます。

令和4年6月定例会で、人口減少に抗するための女性の包括支援について、1、女性デジタル人材の育成に関わる就業支援、2、女性の支援窓口の設置、3、女性支援事業への女性職員の育成・配置についての3件を一般質問しま

した。女性の支援窓口は、その後、平山議員の一般質問を経て、令和5年3月、保健センターに女性の相談窓口として開設されました。

今般、令和4年度の第2期まち・ひと・しごと総合戦略の効果検証報告書が取りまとめられたことから、その後の女性支援の進捗について、以下2点にわたって伺います。

1点目は、女性デジタル人材の育成についてです。まち・ひと・しごと総合戦略の令和4年度実績効果検証報告書には、石狩地方への10代から30代の女性の流出が特に多いことが改めて数値化されています。若年女性の転出超過は出生数の低下を招き、晩婚化、非婚化も進んでいることから、このままでは人口減少に歯止めがかからなくなることが懸念されます。出産を機に仕事から離れ、復職後は非正規雇用となる女性の割合が多く、やりがいや生活のために転出する人たちが中標津町内で生活できる環境作りをすることは喫緊の課題です。

今後は親などの介護のため離職する人も増加が見込まれ、一線を離れた女性が自宅からでもフレックスで柔軟に働ける場の創出が肝要であり、しかも、それなりの報酬が見込める仕事である必要があります。

前回質問した、国の女性デジタル人材育成プランは、不足するデジタル人材と、こうした女性たちのマッチングを図るもので、自宅にしながらデジタルスキルを身につける支援を受け、そのスキルを生かした仕事をテレワークで受注するもので、実施期間は令和6年



までとなっていますが、この件についての調査研究の状況について伺います。

【答弁：町長】

江口議員御質問の1点目、女性デジタル人材の育成について御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、特に若年女性の減少について強く懸念をしております。流入対策や定着に向けた対策は大変重要であるというふうに考えております。令和4年度及び5年度で実施しました人口減少対策に係る20代、30代の町民アンケート調査では、「就職、転職を考えた際に働いてみたい職業」に「医療・福祉・介護関連」や「美容・ファッション関連」と回答した女性が多く、それぞれ20%程度だったのに対しまして、「IT・通信関連」と回答した女性は5%程度でございました。

また「女性が再就職や起業にチャレンジするために必要」と思うことには、「保育体制の充実」や「時差出勤、短時間勤務、在宅勤務等働きやすい制度の充実」と回答した女性が80%程度だったのに対しまして、「再就職のための自己啓発セミナーや技術技能の習得機会を増やす」と回答した方は20%程度でございました。

デジタル人材育成は、地域経済の活性化、性別による固定的な役割分担意識の解消につながるなど、様々な課題解決に必要な取り組みであると認識しておりますが、調査の結果、デジタル関係への就職やリスキングに対する意識があまり高くないことを踏まえ、女性に限らず町民のデジタルに対する機運を高めることを優先に、今後も住民のニーズに対応した施策を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。2点目は、女性の起業支援と居場所作りについてです。

中標津町には飲食、理美容、小売ほか、様々な分野で起業している女性が多く、こうした人たちに何らかのインセンティブを設け、町に人を呼び込む起爆剤としてはどうでしょうか。

昨年、栗山町を視察した際、町に活気を呼ぶため札幌などから雑貨等のクリエイターの女性を招き、町が借り上げた店のスペースを無償提供することで口コミが広がり、交流人口の増加につながっているほか、人脈と商才のあるクリエイターを町の移住担当や相談窓口を採用するなど、女性の力で町を盛り上げようとしていました。実際にクリエイターの店も視察しましたが、多くの女性が集う場となっており活気が感じられました。

中標津町でも起業した女性たちが町内外に交流を広げ、長く事業を継続できるよう、こうした人たちを大事にするべきと思います。具体的には、女性の総合窓口を活用した起業

相談、新規開業者への助成は町として行っていますが、お金ではなく、栗山町のように場を提供し、女性たちがつながる場を作ることを提案したいと思います。

あわせて、まちなかも女性一人で気兼ねなく過ごせるよう、カフェや飲食店など、お一人様歓迎のような雰囲気を作ってくれれば、女性が安心して出かけることができることから、町として商工会や飲食業連合会などに呼びかけをしてはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

2点目の女性の起業支援と居場所作りについて御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、中標津町は起業する女性が多く、今年度の空き地空き店舗等活用事業補助金の活用実態としましては、6件中3件が女性でございます。過去5年においても20件中、女性が9件と男女差なく支援を行っている状況でございます。

また起業の内容を見ますと、女性の場合は美容業、ネイルサロン、菓子製造、生花販売、写真業と多様な視点の企業が見受けられます。このように既に活用されている補助金など、クローズアップし、広く周知することで女性の起業を呼び込むことが可能であると考えております。

また引き続き開催を予定しております男女共同参画推進に係るフォーラムを通じた交流の場の創出など、商工会等関係機関と情報を共有し、女性のみならず、気軽につながることでできる居場所作りにつきまして模索していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。再質問をさせていただきます。

令和5年度は6件中3件、過去5年においても20件中9件と、新規開業者のほぼ半数が女性であるとの答弁は、日本政策金融金庫総合研究所がまとめた2022年度新規開業実態調査における女性の新規開業者割合、24.5%の倍の数値であり、町内の女性たちがたくましく頑張っていることの裏づけとも言えます。

空き地空き店舗等活用事業補助金は、当初の店舗改装等の目的以外に、事業で使う機材等にも適用可能であると同いしましたが、拡充されていることを知らない町民が多いと感じます。中標津町は女性が元気な町であり、開業の夢をかなえやすいまちであることを町は空き地空き店舗等活用事業補助金を活用して、開業した人たちの声を通して、地域に根づいて活躍している様子を、補助金の制度とともに積極的にPRし起業を促すことが可能であり、こうした女性たちの声を聞き取りながら、さらなる支援の構築と人材発掘に取

り組むべきと考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証報告書の総括では、若年女性の転出超過傾向が深刻であるとなっていますが、やりがいのある仕事と安定した収入があれば、女性の転出が改善できるのであれば、町は女性の仕事にもっとフォーカスすべきであり、ケーススタディー可能な情報提供とつながりの場を提供すべきだと考えます。

お一人様についても、一人で気軽に食事をしたり仕事をしたりできるような居場所作りが、人のつながりと女性の社会進出を促進すると考えますが、あわせて町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

確かにおっしゃるように、せっかく補助金で女性の方が多く起業されるという部分でございますので、しっかりとPRしていきたいというふうに考えております。また若年女性のやはり転出っていうのは非常に大きな問題でございます、これは調べましたところやはり、ほぼ札幌に集中している。しかし札幌も転出も多いということでありまして、なかなかその状況的にうまくいってないというのがありますから、さらにですね力を込めて、こういったあたりの施策展開をですね、図るように努力したいと思えます。

また一人での町の中でのいろんな活動の部分をですね、関係機関とですね、しながら、特に飲食業関係の方々にも、ぜひPRしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

令和6年3月定例会一般質問

通告 4

質問 学校の臨時休業時に児童館の開館を

答弁 令和6年度からの受け入れ開始に向け検討します

6 番 まつの みやこ 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。学校の臨時休業時に児童館の開館をについて御質問いたします。

町内の小中学校は、去年の猛暑と今年に入ってからの大雪で、登校時に歩道が除雪されないことなど、天候の変化による臨時休校がありました。保護者で共働きの方々から、臨時休校時になると児童館も休館になり、町内に子供を預けられる親戚がいないと、親のどちらかが仕事を休むか、休めない場合には、子供だけの留守になり、火の始末や、いつ起こるか心配している災害が発生したときの対応についても大きな心配があります。

また、仕事を休むのは時と場合によりますが、母親が休むことが多いとのことで、これは女性の働き方の問題にもつながります。母子世帯や父子世帯でも同じ心配をしながら子育てをしていると聞いています。

幼児期には保育園に通い、天候不順なときでも休園にはなりませんが、同じ家庭状況であっても、小学校に入ると、緊急時の子育て支援の幅が狭まると感じていると話していました。通常は就業後、児童館を利用している、臨時休校時には児童館も休館になります。

みずほ情報総研のレポートによると、家庭状況や社会状況の変化から暮らす地域に子供も保護者も、どこにも誰にも助けを求めることが出来ずに、孤立しやすい状況にあるとされています。そんなことは都会のことで、中標津ではないと思われるかもしれませんが、子育て中の家庭の困り事、どこの誰に相談したらいいか分からないという親御さんのお話を聞いたことがありました。このことは自分だけの困り事で、ほかの親御さんは解決しているのだろう。また、いつも子供の面倒を見てもらっているのに、苦言、苦情と思われるのではと口をつぐんでしまう。これが孤立につながらないように、手立てを講じていく必要があるのではないのでしょうか。

2018 年度版の児童館ガイドラインでは、拠点性、多機能性、地域性という児童館にし



か果たし得ない機能役割があり、子供や子育て家庭を守る防波堤となりうる可能性を秘めている施設と考えられ、児童館が地域で果たす役割と可能性を表しています。

今、この中標津で働いている子育て中の親たちが安心して仕事ができる町、これからこの町で子育てをしていく人たちが、自分たちの生活の助けを感じられる町、住み続けたい町として選ばれる一歩として、子育て中の親たちの困り事の一つである学校の臨時休校時の児童館開館を解決していくのは町の仕事なのではないでしょうか。町長の御見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の学校の臨時休業時に児童館の開館をについて御答弁申し上げます。議員御指摘のとおり、昨年夏の猛暑による学校の臨時休業に伴いまして、児童館は臨時休館といたしました。

児童館は放課後児童対策事業による児童クラブの児童や、一般来館の児童が多く利用しておりまして、暑さ対策としてポータブルクーラーや扇風機を増設しておりましたが、日々、体調を崩す児童が増加していたことから、児童の体調を最優先に考慮し、止む無く休館としたところであります。このため、来年度当初予算において、児童福祉施設冷房設備整備事業によりまして、夏までに各児童館の児童クラブ室、などにエアコンを設置する予定でありまして、今後は暑さによる児童館の休館はないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、大雪によりまして学校が臨時休業した場合、児童館も臨時休館としておりますが、日中の天候が回復し、歩道や児童館、駐車場の除雪が終了した場合には午後から児童館を開館しております。

異常気象時の児童館の開館につきましては、児童クラブの増加を踏まえ、学校の臨時休業時や長期休業中の気象警報発令時の利用について、保護者のニーズ調査を行いまして必要人数等を把握した上で、令和6年度からの受入れ開始に向け受入れ条件等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

令和6年3月定例会一般質問

通告5

質問 職員の離職を防ぎ意欲を高めるための対策を

答弁 人事評価制度の見直し定員管理計画の改定に向け検討していきます

3番 あべ たかひろ 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3番、阿部隆弘でございます。町職員におきまして、若年層や中堅職員の中途退職が増加傾向にあります。職員の離職を防ぎ、意欲を高めるための対策について、3点伺いたします。

1点目はストレスチェックについてです。近年、メンタル不調による休職者も多く、代替職員の配置もなく、仕事量も増加し、メンタル不調になる可能性もあり、負のスパイラルとなってしまうかもしれません。これらを防ぐためにも、ストレスチェックは職員自身が自分を見つめ直すツールの一つであり、事業者側が職員の心身の状態を知ることができるものです。毎年、確実に実施されているのでしょうか。ストレスチェックは、職員の心身の状態を把握するためにも重要と考えます。事業所側の努力義務として集団分析がございますが、本町は実施しているのか。どのように活用しているのでしょうか。



2点目は人事評価についてです。本町は人材育成を目標として導入しておりますが、本来の目的である人材育成に活用されているのでしょうか。平成28年導入から、能力評価と業務評価のため、組織目標設定シート、個人目標管理シート、能力評価シートで実施されておりますが、最も重要なことは面談、職員との対話が確実に実施されているかどうかです。組織目標に対して、個人目標管理シートの作成時の面談や中間評価面談、最終評価面談を全組織で実施し、職員の考えや仕事での悩み、精神状態などを把握するためにも必要なことだと思います。課長職と部長職の面談、部長職と副町長との面談も重要と考えます。いかがでしょうか。

3点目は職員定数について伺います。条例上の定数は明記されておりますが、今の職員数と合致しているのか。早期退職による人員不足になっていると思いますが、現在、何人の人員が不足し、代替職員として、会計年度任用職員などが配置されているのか。人員不

足による兼務発令はどのくらいになっているのか。現状把握と対策が重要と考えますが、いかがでしょうか。以上3点について、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の職員の離職を防ぎ意欲を高めるための対策をにつきまして、御答弁申し上げます。

御承知のとおり地方公務員の離職者数は、全国的にも増加傾向にありまして、総務省の直近の調査では、令和4年度中の自己都合退職者数が、前年度比12.7%増と、年々増加しているところです。この状況は民間企業においても同様でありまして、職種によらず定年前の退職者数は増加傾向にあります。本町職員におきましても例外ではないことから、新規卒卒者のほか、社会人経験者の採用も積極的に行い、多様な人材を採用することで組織の活性化や地域の雇用促進対策につながることも期待しつつ、職員体制の整備に努めているところであります。

御質問の1点目のストレスチェックについてであります。毎年、WEBシステムによる調査を行っております。その結果につきましては、過去2回の結果とともに本人へフィードバックしており、自身の現状との比較が可能となっております。あわせて、部課ごとの集計と分析結果を、中標津町職員衛生委員会に報告の上、各所属長へ提供し、仕事上のストレス要因の把握に活用するなど、職場環境の改善のほか必要な対策につなげているところであります。

2点目の人事評価についてであります。本町では、人材育成型の人事評価として、平成28年度から取り組み、職員個々の能力、意欲、可能性を最大限に引き出し、組織力を高めることで、住民サービスの向上を目指しております。そのためには、評価期間ごとの確実な面談の実施が必要となりますが、業務中の打合せの場面なども、職員の思いや悩みを引き出す重要な機会と捉え、各評価者は普段から職員との信頼関係を深め、コミュニケーションを図っているところであります。導入から8年が経過するところであり、地方公務員法においても、処遇への活用が求められている中、本町におきましても、さらに職員のモチベーションにつながる人事評価制度の構築に向けて、見直しを進めたいと考えております。

3点目の職員定数についてであります。中標津町職員定数条例に定める、町長部局の職員定数は201人であり、令和5年4月1日時点の職員数は186人となっておりますが、この条例上の定数は、平成15年3月当時の状況に基づくものとなっております。今後は定年延長制度の開始による能力と意欲のある高齢期職員の活躍などを見据え、計画期間の

経過している中標津町定数管理計画とあわせて、改定に向け検討したいと考えているところでもあります。正職員の代替として配置する会計年度任用職員につきましても、準職員から移行した職員及び育児休業中職員の代替職員を除き配置はなく、また、兼務発令につきましても、資格職による業務効率化のメリットを生かすための発令や業務量を踏まえた発令を除き、職員の不足への対応のための兼務発令はございません。

職員配置につきましても、これまで社会の変化と厳しい地方財政の状況に応じた、簡素で効率的な行政の確立に向けて、事務事業の見直しや、行政改革に取り組み、職員数の抑制に努めてきたところですが、時代に即した体制整備が必要であると感じているところです。

現状、条例上の定数との乖離はありますが、所管部長職と連携の上、業務量に即した人員配置に努めており、来年度の採用計画に当たりましても、退職者の補充のほか、必要数を確保できる見通しとなっているところでもあります。高度複雑化する行政課題に対応するためには、職員の確保に加え、採用後のフォローアップも重要な要素と認識しているところです。

議員御指摘の人事評価制度の見直しを初め、若手職員への支援体制の強化を図り、職員のモチベーションにつながる職場環境に向けて努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：阿部 隆弘 議員】

はい。再質問いたします。年度途中の退職により欠員が生じた場合については、どのような対処をお考えですか。

【答弁：町長】

はい。再質問にお答えいたします。これまでも欠員が生じた部署の状況等を踏まえながらですね、対応したところございまして、今後におきましても、欠員となった時期や職種、その課、係の職員体制ですね、総合的に判断した上で、その時点での補助の在り方について検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

【質問：阿部 隆弘 議員】

再々質問させていただきます。職員の意欲を高めるために職員提案制度がありますが、昨年7月に規定の改正及び運用の改善を行ったと聞いております。アイデア提案のほか、実績提案の創設、職員投票、職員の情報公開など、また、ヒアリング、関係部署への事前

検討を実施、全提案を審査委員会で決定し町長表彰の実施と、すばらしいものになったと思っております。職員周知については、職員のモチベーションのためにも、町長自ら職員に向けて発信するべきと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁：町長】

はい、御質問にお答え申し上げます。職員提案につきましては昔からある制度でございまして、その都度いろんな提案をしていただいております。しかし、やはり政策提案であったりですね、今回は小樽商大の力を借りまして、チームワークで一つの事項について提案まで至った経過もございます。いろんなことをしながらですね、職員のモチベーションを上げる、そしていい提案をしていただいておりますね、行政改革に結びつけるのを今後と執り行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

令和6年3月定例会一般質問

通告 6

質問 標津断層帯を震源とする地震災害の対策について

答弁 地域防災計画により各関係機関と協力体制を構築します

たかはし よしさだ
9番 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。標津断層帯を震源とする地震災害の耐震対策について、3点に絞って質問させていただきます。

標津断層帯は羅臼町沿岸から標津町古多糠、標津町の川北地区を経て、中標津町の武佐、開陽、俣落、西竹地区の山際を養老牛温泉付近に至る52キロメートルにわたる活断層帯です。根室沖地震のマグニチュード7.8から8.5程度の海溝型地震発生確率が30年以内に80%程度とされているのに対して、標津断層帯は内陸型で、マグニチュード7.7以上とされておりますが、地震発生確率は不明であり、現在想定される被害規模のみ公表されております。

過去から文部科学省を中心に産業技術総合研究所などで調査が行われておりますが、令和3年度に標津町において現地調査として、断層箇所ボーリング調査、直接重機により掘削するトレンチ調査などを実施しております。過去の地震による活断層形成の経過は解明出来ておりません。

今まで、この活断層帯の調査により、この断層帯は海側から山側に潜り込む逆断層であり、断層帯全体で地震が発生した場合は、山側で4メートル程度以上の隆起、またはたわみが生じるという可能性があるという報告されております。現在復旧活動中ですが、今年の元旦に発災した能登半島地震において、海岸が4メートルの隆起を起こして、漁港が陸地となって船が入れない状況や、分断した水道管の復旧は、再設置が困難で一部陸上配管で送水を行っております。この能登半島の活断層による地震は、標津断層帯と同様に未調査で、能登半島基部の断層が能登半島の先端の海中にまで達していることが、地震後に判明しております。

まず最初の質問なんですが、能登半島地震と同様に予想されている標津断層帯の4メー



ターの隆起に対するライフラインの復旧計画を町独自に策定して、資機材を整備する考えについてです。標津断層帯を横切る道路、河川、水道管、電力線、各通信線などが分断された場合を想定して、復旧資機材を確保していくことは重要であり、特に水道管の復旧は、水道管に必要な復旧資材確保は、能登半島地震の現状を見ても重要と感じます。

現在想定されている標津断層地震による断水世帯数は、令和2年9月の中標津広報、防災ワンポイントで記載されていますが、発災後9176世帯で、要するに中標津町のほぼ全世帯が断水になるというふうになっています。また、基幹産業である酪農は、水道なくしては成り立ちません。

以上の能登半島を教訓としての標津断層帯の地震対策について、町長は今後どのようにお考えになりますか。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の地震で予想される4メートル隆起のライフライン復旧計画につきまして御答弁申し上げます。

本町において災害が発生した場合には、中標津町地域防災計画のもと災害対策本部が設置されまして、各担当対策部局に対し非常配置体制を指示し、各関係機関に応援、派遣要請するなど対策が図られることになっております。

御質問のライフライン復旧計画についてであります。水道部局において、災害対策業務を遂行するための対応マニュアルとして、中標津町水道事業継続計画を策定しております。災害時の応急給水対応、応急復旧対応について整備をしているものがございます。

応急給水対応につきましては、給水所の開設、給水応援の受け入れなどを明記しており、また現在の水道に関する災害備品としましては、給水車1台のほか給水タンク2基、組立て式給水タンク3基、給水袋3800袋を保有し、応急給水対応に備えております。

また、酪農家への給水対応につきましては、中標津、計根別両農協へ応援要請し対応できることとなっております。応急復旧対応につきましては、被害状況を整理し復旧計画を作成、復旧工事の実施、さらに震度6強の地震シミュレーションで被害状況の想定なども明記しております。

町保有の資機材としては、各サイズのジョイント部材などの補修金具は保有しているものの、大規模な災害に対し十分な備蓄とはなっておりませんが、町内の水道管工事業者をはじめ、日本水道協会、資材業者、設計業者などに協力を要請し、必要な資機材を調達確保し、復旧計画を立てた上で、復旧工事を行っていくことになります。

能登半島沖地震での対策上の問題点など情報を把握・認識し、今後の災害対策に生かし

ていくとともに、大規模災害時には既に確立されております日本水道協会を主体とした広域的な連携体制に基づき、復旧活動の協力体制を整えてまいりますので御理解をお願いいたします。

【質問：高橋 善貞 議員】

2点目、よろしいでしょうか。2点目の質問です。標津断層帯に含まれる中標津町内の活断層調査推進の要請について、質問させていただきます。

約52キロメートルある標津断層帯は羅臼町の丸山西方の断層、標津町の古多糠断層、それと中標津町の開陽断層、それと、荒川・パウシベツ川間の断層の4区間で構成されております。羅臼町側と標津町側は航空レーザ測量、あとボーリング地層調査に至るまで詳細調査がされておりますが、中標津町区間の開陽断層、荒川・パウシベツ川間の断層については、航空写真のみによる解析資料しか現在のところありません。地震考古学と言いますが、過去の地震を調査して、地震の発生周期を解析することで、地震発生確率が想定出来ます。文部科学省を中心とした地震調査機関に対し、中標津町からより詳しい現地調査の要請を行うべきと思いますが、これについても町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

2点目の標津断層帯の中標津町区間に対する活断層調査の推進につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘の開陽断層、荒川・パウシベツ川間の断層につきましては、文部科学省の調査機関である地震調査委員会の調査結果によりますと、平成16年度に北海道により行われました開陽断層、荒川・パウシベツ川間の断層調査において、地表地質調査、ボーリング調査及びピット調査を実施した結果、活断層の存在を示す証拠を見いだすことが出来なかったとされております。

この結果から北海道は、標津断層帯について、一部で多少の可能性はあるが、総体としては活断層ではない可能性が高いとした上で、調査範囲が一部にとどまっていることから、活断層の有無を判断するには至らないとしております。

また、地震調査委員会において、北海道の調査結果を踏まえて、改めて審議した結果、これまでの長期評価を見直すべき新たな知見は得られないとの判断から、評価の改訂は行わない旨、平成18年3月に結論づけられております。

開陽断層においては、国立研究開発法人産業技術総合研究所により、令和2年に空中写真図化による地形解析、令和3年度にはボーリング調査が実施されております。

今後、地震調査委員会において、調査結果の評価がされるところから注視してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

【質問：高橋 善貞 議員】

3点目の質問、よろしいですか。3点目の質問は標津断層帯地震に対する長期評価と最新情報の再公表についてです。

近年、釧路根室管内の市町村の海溝型地震による津波被害が大きく取上げられております。私が前回質問したのも、津波による瓦礫除去の計画があるというお話をさせていただきました。非常に津波については力点を置いているようなんですが、内陸型の地震による具体的な活断層の箇所の特特定や、被害想定についてはあまり進んでいないと感じております。地震発生確率の考え方にもよりますが、根室沖地震の30年以内に80%、標津断層帯地震の不明では、どちらに危機感を感じるかだと思います。

政府の地震調査研究本部では、発生確率が不明の活断層は、発生確率が低いことを表しているわけではなくて、発生確率が低いから地震が起こらないと考えるのも誤りで、確率が高い活断層から順次、地震が発生していくという考えも誤りです。これは国の方から公表している話ですが、つまり、明日起きてもいつ起きてもおかしくないという先ほどから、施政方針等で言っている話と同じです。

これからも続く、標津断層帯の調査、新たな調査結果、さらに大きな地震の度が変わっていく防災対策、災害関連の法律について、今年、平成6年の北海道東方沖地震から30年を迎えますが、より多くの町民に未知の標津断層帯地震を知っていただくように、今後どのように周知していくべきか、町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

3点目の標津断層帯地震に対する長期評価と最新情報の再公表につきまして、御答弁申し上げます。

地震の長期評価は、将来の地震活動を数十年以上にわたる長期的な視点から探る評価方法です。歴史記録や調査研究などから分かった過去の地震活動記録を統計的に処理し、今後ある一定期間内に地震が発生する可能性を確率で表現したものでありまして、地震活動の理解や防災対策に役立つものですが、地震の予測や予知ではございません。

地震はどこでも起きる可能性があります、地震の規模やその発生日時を正確に予測することは出来ず、議員御指摘のとおり、発生確率などの情報ばかりに注目することは避け、情報を正しく伝え、震源地がどこであろうと、いずれ迫る大地震に住民が備えることが重

要であると考えます。

現在改定を進めております中標津町地域防災計画におきましても、標津断層帯による地震が本町に最も大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として位置づけたところであります。今後新たに示される調査結果や防災対策などの最新情報を含め、広報紙、出前講座、防災訓練、防災教育など、様々な場面を活用した情報発信により、さらなる防災意識の向上に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。